

川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会

報告書

(案)

平成 29 (2017) 年 3 月

はじめに

川崎市ではこれまで、区役所改革として様々な区役所機能の強化に取り組んできましたが、その間、地方自治法の改正や、超高齢化社会への進展を背景とする地域包括ケアシステムの構築、マイナンバー制度の導入などといった社会環境の変化への対応が必要となっています。

このような状況の中、区役所については、市長の権限に属する事務全般を地域的に分掌する総合行政機関としての地方自治法上の位置付けと、参加と協働の拠点としての自治基本条例上の位置付けのもと、川崎市総合計画と川崎市行財政改革プログラムを踏まえ、これからの区役所が果たすべき役割と「めざすべき区役所像」を示した「区役所改革の基本方針」を平成28年3月に策定しました。

同方針を受け、学識経験者3名と公募市民2名で構成される「川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会」を設置し、区における市民自治の充実の観点から、区民会議やまちづくり推進組織等の既存の組織の役割や方向性も含め、地域の課題解決・活性化につなげる「共に支え合う地域づくり」について検討してまいりました。

検討委員会では、二人の市民委員の豊富な地域活動経験に基づく意見と、学識経験者の知見に基づくコメントが融合し、行政職員を交えて毎回活発な議論をすることができました。

本報告書は、その検討結果を、「共に支え合う地域づくり及び区における市民自治の充実に向けた提言」として取りまとめました。

本報告書が、今後の参加と協働による地域課題の解決の新たなしくみの構築へ向けての検討のきっかけとなることを期待します。

目次

はじめに

第1章 川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会について	1
1 委員会の設置	1
2 検討経過と項目	2
第2章 現状と課題について	3
1 区民会議について	3
2 まちづくり推進組織について	5
3 地域包括ケアシステムとの関連について	7
第3章 川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会による調査審議	9
1 区民会議及びまちづくり推進組織について	9
2 地域包括ケアシステムとの関連について	10
3 参加と協働による地域課題の解決の新たなしくみづくりについて	11
第4章 共に支え合う地域づくり及び区における市民自治の充実に向けた提言	14
1 参加と協働による地域課題の解決の新たなしくみ	14
2 まちづくり推進組織のあり方	15
3 その他関連する制度等との関係	15
資料編	16

川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会資料

川崎市自治基本条例

川崎市区民会議条例

第1章 川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会について

1 委員会の設置

平成28年度に附属機関として「川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会」を設置し、区における市民自治の充実の観点から、平成28年3月に策定された「区役所改革の基本方針」を受け推進していく「地域づくりに向けた取組」の中で区民会議及びまちづくり推進組織のあり方の方向性を含め、より多くの当事者意識を持てるよう、身近で小さな単位での実施など、地域づくりに向けた取組との関係を含めて、地域包括ケアシステムの構築を踏まえながら地域の課題解決・活性化につながる「共に支え合う地域づくり」について検討を行ってきました。

(1) 委員会の所掌事務

「区役所改革の基本方針」に基づき、「区における課題の解決を図るための市民が共に支え合う地域づくりのしくみに関して調査審議」する。

(2) 委員の構成・任期

○構成

市民同士がお互いに支え合い参加と協働による地域課題の解決が図られる地域づくりのために必要な、地域での「顔の見える関係づくり」や地域コミュニティ形成といった、「区役所改革の基本方針」における地域づくりに向けた取組と区民会議との関係を含めて検討していくことから、5人以内の学識経験者と市民で構成する。

ア 学識経験者

伊藤 正次氏 首都大学東京大学院社会科学研究科教授

中村美安子氏 神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部社会福祉学科准教授

◎名和田是彦氏 法政大学法学部教授

イ 公募市民

岡倉 進氏 (麻生区在住)

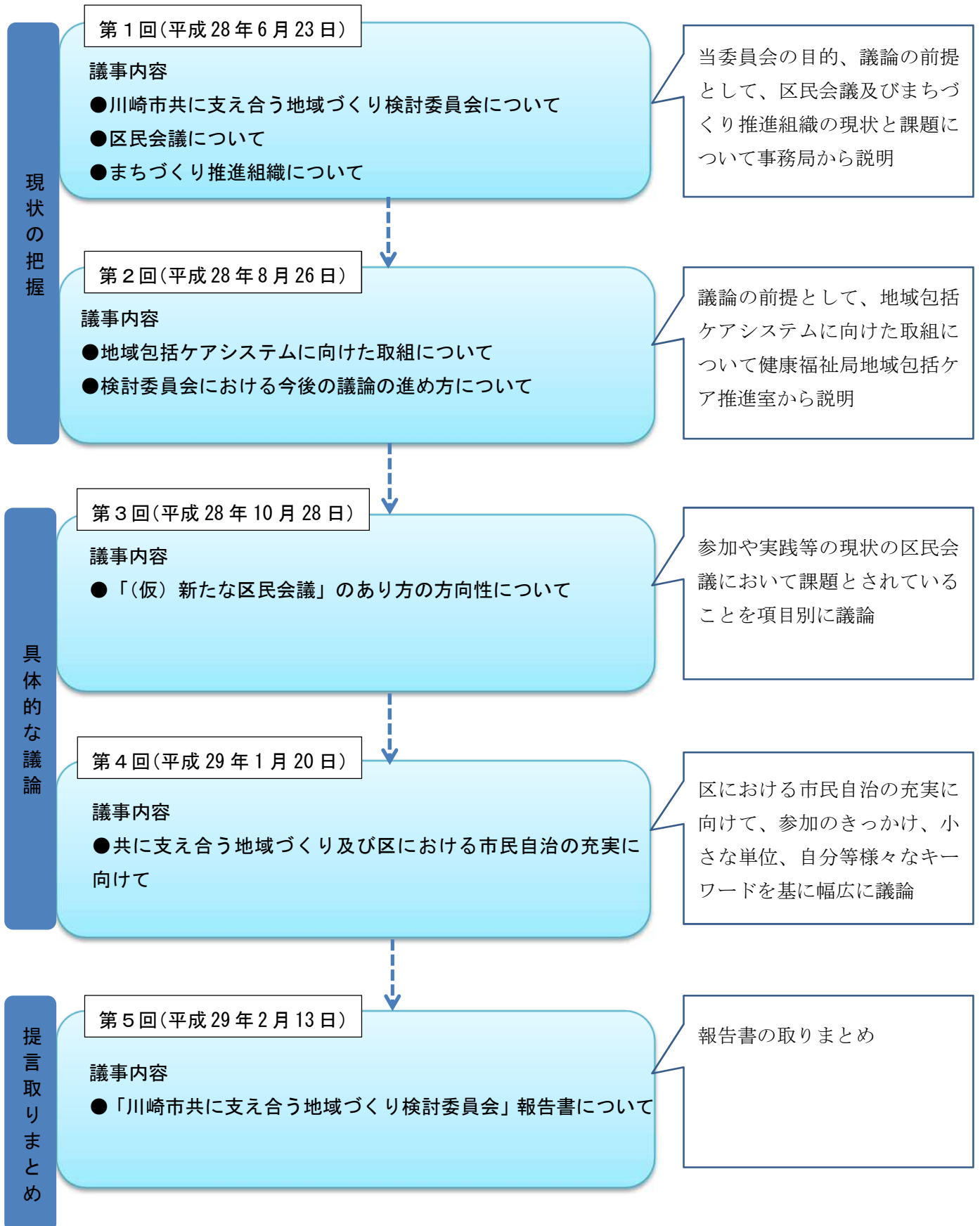
佐藤 利枝氏 (宮前区在住)

(50音順・◎は会長)

○任期

委嘱された日から当該日の属する年度の末日までとする。

2 検討経過と項目



第2章 現状と課題について

1 区民会議について

区民会議は、平成17年4月に施行された自治基本条例及び平成18年4月に施行された川崎市区民会議条例に基づき、区民の参加と協働により、区における地域社会の課題の解決を図るための調査・審議を行うことを目的に各区に設置されており、これまで、調査審議結果に基づいた実践活動により一定の成果を挙げてきました。

しかしながら、平成25年度に第4期自治推進委員会が実施した自治基本条例に基づく総合的な評価において、区民会議については、「調査審議結果を具体的な事業として実行していくためのしくみづくり」や「認知度向上」、「委員の役割や任期、参与の位置付け等区民会議のしくみ自体の整理」などの課題が挙げられたことにより、区民会議のあり方についての検討が開始されました。

また、開始から10年が経過する中で、超高齢化社会への進展を背景とする地域包括ケアシステムの構築や、地方自治法の改正、マイナンバー制度の導入といった社会環境の変化への対応を受けて平成28年3月に「区役所改革の基本方針」が策定され、同方針においても、審議結果を受けた実践活動の手法などの課題があることから、新たな区民会議のあり方について、より多くの当事者意識を持てるよう、身近で小さな単位での実施など、地域づくりに向けた取組との関係を含めて検討するとされています。

(1) 第5期（平成26年度～平成27年度）の部会及び審議テーマについて

第5期については、各区において、次のとおり専門部会を設置し、調査審議を行いました。

	部会名	審議テーマ
川崎区	地域を育むまちづくり部会	防災対策の充実
		子どもの遊び場づくり
		交通安全対策の推進
	だれもがいきいき暮らす部会	地域における見守り活動の充実
		子育てを通じた世代間交流
		外国人市民も暮らしやすいまちづくり
幸区	自転車事故ゼロ部会	自転車の交通安全対策
	地域力で暮らしやすいまち部会	・誰もが暮らしやすいまちの実現 ・地域コミュニティの活性化
中原区	課題調査部会・運営部会	地域コミュニティ、みんなでまちをきれいに
	課題調査部会・運営部会	地域コミュニティ、みんなで育てる交通マナー ～歩きやすいまちに～

高津区	交通安全対策部会	自転車の交通安全や道路の環境整備
	防災・防犯の意識を高める部会	防災意識の向上や防犯に対する取組
	地域を活性化する部会	福祉作業所の活動紹介や情報発信等
宮前区	誰もがくらしやすいまちをめざす部会	誰もが暮らしやすいまちづくり
	みやまえ魅力探訪部会	行きたくなる、住みたくなる魅力の発信
多摩区	人・まち・わづくり部会	日頃の住民をつなぐ取組が減災につながる
	多摩区の魅力いきいき部会	多摩区の魅力を掘り起こし発信する
麻生区	若い世代が住みやすいまちづくり部会	若い世代が住みやすいまちづくり
	市民活動・地域活動の活性化部会	市民活動・地域活動の活性化

(2) 区民会議委員の構成について

川崎市市民会議条例第4条により、委員の数は20人以内とされている公募委員の数は各区における要綱によって定められており、推薦団体も含めてその内訳については各区で異なります。

第5期区民会議 区別の委員構成

	委員の内訳														
	公募委員数	区長推薦	推薦団体												
			まちづくり推進組織	安全・安心まちづくり推進協議会	保護司会	P T A協議会	文化協会	社会福祉協議会	町内会連合会	商店街連合会	自主防災組織連絡協議会	民生委員児童委員協議会	子育てネットワーク	地域教育会議	その他団体
川崎区	4人	4人	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○
幸区	4人	2人			○	○	○	○	○	○	○	○			○
中原区	4人	3人	○			○	○	○	○	○	○	○	○		○
高津区	5人	—	○	○			○	○	○			○	○	○	○
宮前区	2人	4人	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○
多摩区	4人	1人	○				○	○	○	○	○			○	○
麻生区	5人	8人					○	○	○					○	○

2 まちづくり推進組織について

まちづくり推進組織は、平成5年から平成9年にかけて各区において策定された「区づくり白書」※の理念に基づき、区民の合意形成を図りながら行政のパートナーシップのもと、魅力あるまちづくりを目指すことも目的として、それまで各区において設置されていた「区民懇話会」を発展的に解消する形で平成12年度までに各区に設置された組織です。

なお、平成29年3月現在、まちづくり推進組織は全ての区にあるわけではなく、幸区役所及び麻生区役所については、別組織において市民活動の活性化を図ることや中間支援機能等を担うこととし、発展的解消を行ったために存在しません。

※「区づくり白書」とは…各区において、①区の現状の課題の把握②問題点の抽出③それに対する対策④区の望ましい将来像⑤将来像を実現するための提案から構成された区民相互の合意形成のうえで区民と区の共同によって作成された報告書

(1) 区民会議との関係性

前述のように、平成18年度には川崎市区民会議条例が施行されたことにより、2年の任期により第1期区民会議がスタートしました。

区民会議は、条例によって、「区民の参加と協働による課題解決に向けた調査審議を行い、もって暮らしやすい地域社会の形成に資する附属機関」であると位置付けられました。

この時点でのまちづくり推進組織と区民会議の関係性について、まちづくり推進組織は「まちづくりの課題に実践的に取り組むことを目的として、市民の自主性により運営する団体」であり、両者の設置目的は、方向性として共通していると考えられることから、相互に連携していくことが望まれ、具体的には、委員の選出、専門部会での連携、課題の解決に向けた連携が考えられると整理されました。

(2) 区民会議開始後の運営

区民会議との関係性は前項のように整理されましたが、区民会議が調査審議を行った課題をまちづくり推進組織が連携して実践するという流れには中々なりにくく、一部の事例を除けば、団体推薦として各区1～2名程度のまちづくり推進組織の委員が区民会議に参加するに留まりました。

また、市民活動支援指針が策定された平成14年頃から、あるいは区によっては、区民会議スタートした平成18年頃から次第にまちづくり推進組織が中間支援機能を担う組織を意識して活動を進める傾向が見られました。同指針が掲げる中間支援組織の必要性や、あるいは実践活動が行える組織と言えども、区の課題解決に向けた活動という点で区民会議と重複してしまう部分もあると考えられることから、区によって事情が異なり全てではありませんが、中間支援組織としての位置付けを意識している区が多くなっているのが現状です。各区の構成は次のとおりです。

各区におけるまちづくり推進組織の構成（平成29年3月現在）

	組織名称	発足年月	委員数	委員選出方法	根拠要綱 など
川崎区	川崎区 まちづくり クラブ	平成10年 9月	約100 名	原則として各クラブ員は自由参加であるが、実質的には町内会推薦を基本としているクラブもある。 川崎区まちづくりクラブ代表者会議は、各まちづくりクラブの代表及び副代表により構成。	川崎区まちづくりクラブ設置要綱
中原区	中原区 まちづくり 推進委員会	平成11年 8月	20名	公募及び推薦 (推薦団体) 中原区町内会連絡協議会、中原区青少年指導員連絡協議会、中原区商店街連合会、中原区老人クラブ連合会、中原区スポーツ推進委員会	中原区まちづくり推進委員会要綱
高津区	高津区 まちづくり 協議会	平成11年 9月	49名	公募及び推薦 (推薦団体) (高津区全町内会連合会、NPO法人 高津区文化協会、元気な高津をつくる会、高津区市民健康の森を育てる会、高津区地域自立支援協議会、高津区食生活改善推進員連絡協議会、高津区子ども会連合会、高津区商店街連合会、川崎市地球温暖化活動推進センター、「たちばな農のあるまちづくり」推進協議会)	高津区まちづくり協議会設置要綱
宮前区	宮前区 まちづくり 協議会	平成9年 7月	64名	公募及び推薦 (推薦団体) 区全町連、区社協、区P協、区小学校長会、区文化協会、区商店街連合会、区民活動支援コーナー運営委員会 等18名 ・企業推薦（東急電鉄 等）5名 ・学識経験者3名（大学教授 等） ※公募38名 ※第8期（平成25・26年度）から行政職員の委員を廃止	宮前区まちづくり協議会設置要綱
多摩区	多摩区 まちづくり 協議会	平成20年 6月 ※前身の多摩区まちづくり推進協議会は、平成12年4月発足	42名	公募及び推薦 (推薦団体) 商店街連合会、社会福祉協議会、町会連合会、PTA協議会、老人クラブ連合会、地域教育会議、民生委員児童委員協議会、保育園園長会、小・中学校長会、地域女性連絡協議会、観光協会	多摩区まちづくり協議会設置要綱

※幸区は平成25年度末に、麻生区は平成23年度末にそれぞれまちづくり推進組織を廃止

3 地域包括ケアシステムとの関連について

「全ての地域住民」を対象としている川崎市の地域包括ケアシステムは、福祉系の取組を中心としつつ、地域の課題を解決して暮らしやすい地域社会を目指す取組であることから、共に支え合う地域づくりを検討するにあたり密接に関連すると考えられ、第2回委員会においては、現状の把握と検討を行いました。

(1) 川崎版地域包括ケアシステムの取組について

地域包括ケアシステムとは、地域の実情に応じて、「介護・医療・予防・住まい・生活支援・福祉」等が切れ目なく一体的に提供される体制のことです。これを実現するためには、自分自身のケア（自助）、みんなの支え合い（互助）、社会保険制度（共助）、行政サービス（公助）による取組が必要です。こうした取組は、住民をはじめ、事業者や町内会・自治会などの地縁組織、ボランティア団体、行政などが一体となって、地域全体で推進していくことが重要です。

川崎市では、高齢者、障害者、子ども、子育て中の親、現時点でケアの必要がない方など、全ての地域住民を対象とした地域包括ケアシステムの構築を目指すとしています。

そのために、川崎市としての基本的な考え方を示した「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」（平成27年3月策定）に基づく取組が進められています。

川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン

一生住み続けたい最幸のまち・川崎をめざして

【基本理念】

川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築による誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現

基本的な5つの視点

1 【意識の醸成と参加・活動の促進】

地域における「ケア」への理解の共有とセルフケア意識の醸成

2 【住まいと住まい方】

安心して暮らせる「住まいと住まい方」の実現

3 【多様な主体の活躍】

多様な主体の活躍による、よりよいケアの実現

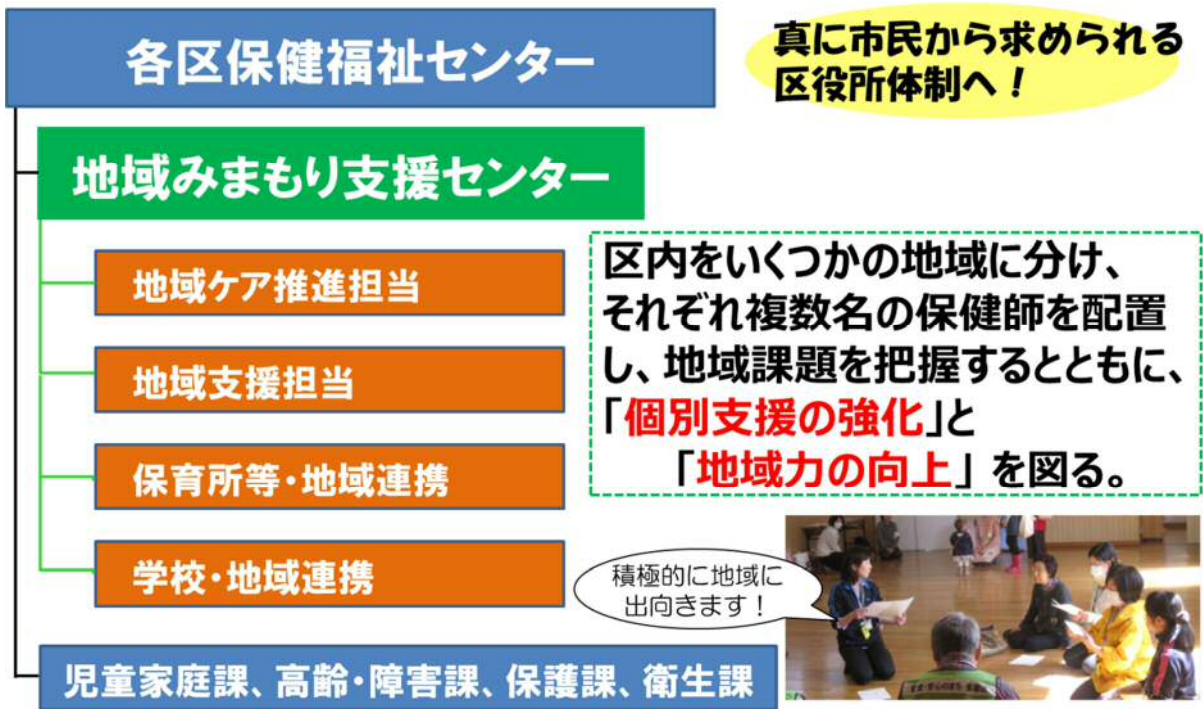
4 【一体的なケアの提供】

多職種が連携した一体的なケアの提供による、自立した生活と尊厳の保持の実現

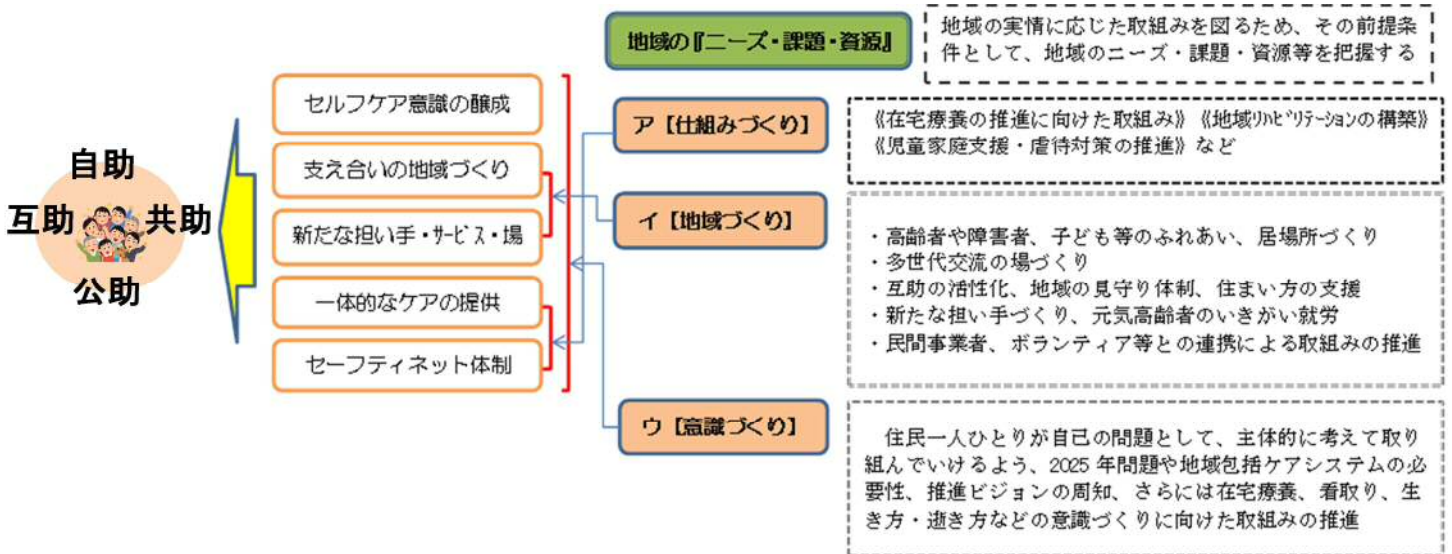
5 【地域マネジメント】

地域全体における目標の共有と地域包括ケアをマネジメントするための仕組みの構築

これを踏まえ、平成28年4月に地域みまもり支援センターを各区役所内に設置し、生活課題を抱える住民に対する適切なケアの提供や地域課題の把握、地域のネットワークの構築など「個別支援の強化」と「地域力の向上」を図っていくこととしています。



《重点的な取組み》



第3章 川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会による調査審議

委員会では、区における課題の解決を図るための市民が共に支え合う地域づくりのしくみについて、既存組織である区民会議及びまちづくり推進組織の現状を調査し、そのうえで、現行制度の見直しを含めた参加と協働による新たなしくみづくりについての調査審議を行いました。

1 区民会議及びまちづくり推進組織について

第1回委員会では、区民会議及びまちづくり推進組織について、また、第2回検討委員会では、地域包括ケアシステムについての議論を行い、それぞれ次のような意見が出されました。

(1) 区民会議

ア 方向性案

現行の区民会議制度における枠組みを必ずしも前提とせず、参加と協働による新たなしくみについても検討する必要があります。

イ 主な意見

- ・条例で位置付けられているので意見を言うのにとっても敷居が高く、楽しいことを思いついても、こんな場で言っているのか迷うことがあった。
- ・区民会議はこういうものだ、こういう条例に基づいてやっているんだ、だから、こうしなくてはいけないというのが議論をしても感覚的に埋め込まれていると思う。
- ・区民会議は調査審議までだが、その後の「担い手」が不透明なまま終わってしまう。課題解決のために担い手を想定しているが、調査審議が終わった時点では見えなくなってしまっている。
- ・区民会議は様々な団体の参加があり、うまくいけばとても有意義な会議である。ただ、団体から参加される委員は団体の一員として参加しているという意識が少ないように感じた。会議で解決すべき課題を見つけても誰がやるのかという段階で尻込みがあった。
- ・区民会議は報告書の提出で終わってしまう。市と一緒に事業計画書を作成し、区民から意見徴収してはどうか。
- ・区の課題は大まかなものが多く、毎回同じような課題になる。期が変わると違う手法でまた同じ課題を拾ってくる。既存の困っている課題に予算を充実させたほうが良い。
- ・区民会議で何かやるということを要求すると、負担感しかないと思う。区民会議に入ったら自動的に何かしなければならぬということはない、と初めに伝えたほうが安心して積極的に発言するし、いろいろなことができる。
- ・川崎市の制度は非常にかっちりしているが、地域レベルで何か具体的なイメージをする場合のずれているというのが現在の問題を生んでいる。
- ・三鷹市の住民協議会や新宿区の地区協議会、上越市と宮崎市の地域自治区制度など、どの自治体も実践のために工夫しているいろいろなことをやっているのだから、川崎市の区民会議にも参考になると思う。
- ・区民会議は、調査審議をして報告書を出すことが目的化してしまっているようである。報告書の提言が実施され、課題解決につながっているか、誰がどこで何をやるかということ

ころまで区民会議では検討できていない。それを区民会議自体が全て担うのか、あるいは違ったしくみの中で担うのか、各区毎にそれぞれ違った方法で行うのか、いくつかの選択肢があると思う。

・小さな単位での課題も区単位で調整することも大事であるが、仮に区民会議でそれを担うとなると活動スタイルを大きく変える必要がある。

(2) まちづくり推進組織

ア 方向性案

区レベルでの中間支援機能の整備を検討するとともに、まちづくり推進組織のあり方も合わせて検討する必要があります。

イ 主な意見

・理念としては、まちづくり推進組織が区民会議の受け皿の一つとされていたが、実際はそうになっていない。

・まちづくり推進組織はハード系も含めてイベント的なものを行っているが、各区毎の多様性もあり、組織がない区もある。役割として、イベントを実施していくのか、あるいは中間支援に特化していくのか、まだ見えてこないが、今の組織をどう変えていくと良いのかというところを検討していく必要がある。

・中間支援機能を持つまちづくり推進組織はあるが、区毎に異なる活動をしている状態なので、市民にわかりやすいようある程度まとめていく必要はあると思う。

・区の課題は大きすぎて気軽に取り組むわけにいかない。区単位で活動してきたまちづくり推進組織の中間支援機能と地べたの市民活動がどのように連携したら川崎市が良くなるのか議論する必要がある。

・まちづくり推進組織がある区について、区に一つはちょっと無理な感じがする。課題解決はもう少し小さな単位で行うべきである。

2 地域包括ケアシステムとの関連について

ア 方向性案

区民どうしのつながりづくりのほか、参加と協働により保健福祉分野の課題解決につなげていくしくみを検討する必要があります。

イ 主な意見

・実践ということを考えると、課題を抱えている地域は区全域ではない。小さな地域ということは地域包括ケアの取組とも非常に関連しているように思う。

・地域包括ケアの日常的な対人的なサービスの部分は専門性が必要であると思われ、そこに区民会議が入り込んでいくことは難しいと思う。

・地域包括ケアは、地域福祉の世界で言うときは、割と行政サービスだとか介護保険サービス以外のインフォーマルなサポートを持っていない人にも届くようにするという「みまもり」というときに「地域包括ケア」と言ったりもする。この「地域包括ケア」はもう少し軽く、インフォーマルだからこそだし、またそれが求められているというところのイメージで構築した方が合っているのではないかと感じている。

3 参加と協働による地域課題の解決の新たなしくみづくりの検討について

参加と協働による地域課題の解決の新たなしくみについて、第3回及び第4回次の論点を中心に議論を行いました。

(1) 二層制

地方自治法上の地域自治区のしくみにおいて、地域協議会を形成し、そこで議決したことを実行する専門的団体をつくる。この団体には実行するための事業費が充てられている。このようなしくみが上越市や宮崎市、豊田市等にある。このような「二層制のしくみ」を政令市に当てはめると、区という大きな自治体エリアの中に小さな単位でコミュニティレベルのしくみが求められるという考え方

ア 方向性案

地域包括ケアシステムの地区割りの活用等により、自分事になりやすい小さな単位でのしくみづくりを検討する必要があります。

イ 主な意見

- ・地域の課題を解決するためには、政令市の区のような大きな自治体エリアの中に小さな単位でのしくみを作っていく必要がある。
- ・川崎市の制度は非常にかっちりしているが、地域レベルで何か具体的なイメージをする場合にずれているというのが現在の問題を生んでいるので、ここの部分をどう制度設計していくかがポイントである。
- ・課題解決の実働機能として区レベルでは限界と感じている。区民会議・まちづくり推進組織のあり方、二層制、小さな単位という論点は関連していると思う。

(2) 小さな単位

二層制とも密接な関連があるが、区という川崎市で言うと20万人規模の人口がある大きな単位ではなく、もっと身近な小さな単位での地域課題の抽出や解決が必要であるという考え方

ア 方向性案

小さな単位で課題を解決するためには、支援やコーディネートを行う中間支援機能が必要です。

イ 主な意見

- ・大きな単位で考えるときに、小さな単位で困っているところが見えていないと幾ら議論しても具体化されない。自分が困っていないと相手の困っている地域のことも知るわけもないし、考えることもできないので、小さい単位で考えていくことはとても必要である。
- ・同じ区内でも地域によって課題が大きく変わってくるので、小さな単位というのは必要なのではないかと思っていた。
- ・地域の土壌を耕すフォローづくりも重要。他の住民も地域で参加するにあたって、自分の子どもや親の介護等自分が参加することで解決できること、あなたの参加が地域を変えていくといったモチベーションによる参加でないと長続きはしないであろう。
- ・小さな単位の課題を吸上げていくことは、何か違うしくみが必要であり、それは区民会

議ではないと思う。

・課題を抱えている地域は区全域ではない。小さな単位というのは地域包括ケアシステムの取組とも非常に関連していると思う。川崎市においては、そこが取っ掛かりになるのではないか。

・区民会議と小さな単位、自分事というのは結び付きづらい。ただ、住民自治を推進するであるとかコミュニティのあり方を考えるといったときには必要なキーワードであると思う。

(3) 無作為抽出

市民参加の方法として、既に地域活動に人や、公募によって市民自らが手を挙げてくるのを待つということだけでなく、これまで市民参加の機会や経験がなかった市民を含めたより多くの市民の参加のきっかけとして、無作為によって選出し、承諾を得た市民に参加してもらう方法。川崎市においては、総合計画策定における「川崎の未来を考える市民検討委員会」(市民ワークショップ)で採用したほか、全国的にも有効な手法として広がっている。

ア 方向性案

無作為抽出の手法を用いることは、潜在的に意識がある区民や、関心はあるものの参加の手法が分からない区民の参加の後押しとなります。

イ 主な意見

・現状の区民会議は、地域活動をしている人が中心で、それをしていない人の気持ちが分からないと思う。そういう意味では、無作為抽出は参加のきっかけや活動に興味のない人への働きかけとなるのではないか。

・無作為抽出でイベント的に開催し、センスのいい人を見つける人材発掘の場としてもよいのではないか。

・これまでの団体推薦プラス公募委員という形ではなかなか得られないような方々の意見が得られるというのは、全国的な事例からしてもそうであろうと聞いている。

・区民会議に参加する人は何らかな形で地域に興味がある人である。そのような興味を持っている人は区民の数%だと思う。大部分の人が普通に街で暮らしている人であり、町内会・自治会に加入する人も少なくなってきた。そのような状況でも、趣味など興味があることをきっかけとして地域のコミュニティに入りたい人はいると思う。参加を呼びかけるに当たって今までと同じ手法では拡充されないと思う。

・自治基本条例の区民の定義にもあるように、在住の人だけでなく、在勤の人たちも区民であるのだから、仕事で地域に関わる人を巻き込んでいくことが重要である。

(4) 中間支援機能

市民活動を進めていく上での基本的な柱となる人材、資金、活動の場、情報といった活動資源の支援を行う中間支援機能の必要性が謳われており、現在においては、かわさき市民活動センターや麻生市民交流館やまゆりがその機能を担っているとされている。

しかし、各区に確立されているわけではなく、そもそも中間支援機能の定義自体がはっきりとされていないのが現状である。

ア 方向性案

区民が主体となった活動を行う際には、資金面を始めとして様々なサポートが必要であり、その役割を期待される中間支援機能のしくみづくりが必要です。

イ 主な意見

- ・実践を行う際は、区役所のちょっとしたサポートが欲しい。ただし、手厚すぎるサポートは団体の自立を阻害するため、情報提供や、関係機関とのつなぎ程度があれば良いと思う。
- ・中間支援機能を持つまちづくり推進組織はあるが、区毎に異なる活動をしている状態なので、市民にわかりやすいよう、ある程度まとめていく必要はあると思う。
- ・区の課題は大きすぎて気軽に取り組むわけにいかない。区単位で活動してきたまちづくり推進組織の中間支援機能と地べたの市民活動がどのように連携したら川崎市が良くなるのか議論する必要がある。
- ・上越市や宮崎市の事例を見てみると、調査審議を行う附属機関があり、それを実践するしくみが考えられていて、予算も担保されている。特に宮崎市の場合は、その部分も条例化されている。その点が川崎市における区民会議でも一つの論点になっている。
- ・区民会議委員として参加していたときに、自分が何か興味のあることを発言し、それを実践したいと思った時に相談するのは行政の職員であるが、実際に行政と区民が出来ることは違って、それをすり合わせることは難しい。麻生市民交流館やまゆりのような中間支援機能を行政が支援することが良いと思う。
- ・小さな単位を中間支援組織が支援する体制にならないと市民自治の充実とはならないのではないか。この場合の中間支援組織は行政にはない柔軟性が求められる。
- ・まちづくりを進めていく上で、正に麻生市民交流館やまゆりのようなところが中間支援機能を担っていくことが良いが、例えばコミュニティカフェといった民設民営のものでも良いと思う。地域で顔の見える関係をつくっていく、今まで出会えていない人が出会うことが可能な場所が必要である。

第4章 共に支え合う地域づくり及び区における市民自治の充実に向けた提言

「区における参加と協働による地域課題の解決」については、区民会議は、行政区における自治運営の一端を具体化した機関・機能として自治基本条例第22条に位置づけられています。

平成18年4月に開始された区民会議は、1期を2年の任期として、平成27年度をもって5期10年が終了し、平成28年度から平成29年度までの2年間で第6期として各区によって調査審議が行われています。

この間、東日本大震災の発生や、超高齢化社会への進展を背景にした地域包括ケアシステム推進ビジョンの策定、また、今後10年間を見据えて区役所が果たす役割（区役所像）とその実現に向けた取組の方向性について明らかにすることを目的とした区役所改革の基本方針が策定されるなど、取り巻く環境は大きく変化してきました。

こうしたことを受け、今後の参加と協働による地域課題の解決については、多様な主体の参加や具体的な課題解決に向けた実践活動が重要と考え、当委員会においては、現行の区民会議の制度に縛られることなく、市民自治の充実の観点から議論を行い、小さな単位での課題解決、無作為抽出による参加の呼びかけや、区における中間支援機能の必要性など新たなキーワードが出されています。

以上のことを踏まえ、区民会議及びまちづくり推進組織については、既存のしくみの見直しだけでは不十分と思われることから、「参加と協働による地域課題の解決の新たなしくみ(以下「新たなしくみ」と言います。)」の検討を前提に、そのあり方について次のとおり提言します。

1 参加と協働による地域課題の解決の新たなしくみ

区民会議の目的である「参加と協働による地域の課題解決」については、今後、必ずしも既存の区民会議の枠組みを前提とせず、これまでの区民会議の成果とこの提言を踏まえて、「新たなしくみ」を検討することが必要と考えます。

これまでの区民会議が扱う地域の課題は、特定の地域ではなく区全体を対象としてきており、例えば防災や子育て支援、高齢者といった、どちらかと言えば普遍的・抽象的なテーマを取り上げ、それぞれの期ごとに独自の観点で審議を行ってきました。

一方で、地域で生活している市民の観点に立てば、「地域の課題」とは身近な目に見える、実感できる課題であり、決して普遍的・抽象的なものではなく具体的なものはずです。

これまで区民会議の課題とされてきた「調査審議結果を具体的な事業として実行していくためのしくみづくり」や「認知度向上」等についても、市民一人一人の地域課題に対する感覚と区民会議で審議している課題とに乖離があり、市民が区民会議のことを「自分ゴト」として感じられないことに原因があるのではないかと考えます。

また、区民会議委員は多様な分野や活動団体から選出されていますが、一部の委員については関心が薄いテーマとならざるを得ない場合もあり、こうした場合にも委員自身にとって「自分ゴト」とはならない、とも考えられます。さらに、区民会議で審議した課題解決策の実践を、地域の団体(区民会議委員の出身団体であったとしても)に委ねることも、実際の現場では極めて難しいということもあります。

こうしたことから、「参加と協働による地域課題の解決」を目的とする場合、川崎市のよう

な1区あたり20万人前後の人口を抱える政令指定都市では、現状の区民会議のように区全域ではなく、地域包括ケア推進システムの構築を踏まえながら、**小さな単位**(学校区や地区社協単位など)で地域の課題解決を図ることが妥当と考えられます。

さらに、実践を考えると、「調査・審議」にとどまらず、**多様な地域の方々が参加し、建設的に話し合い、実践するところまでをしくみとして導入**することが必要と考えます。多様な主体の参加を得るために、**無作為抽出の手法**などを取り入れてもよいと思います。

区民会議は、開始から第5期10年が経過しており、各区で様々な成果を上げてきた一方で、このような課題があると考えられます。

こうしたことから、区民会議の目的である「参加と協働による地域の課題解決」については、今後、必ずしも既存の区民会議の枠組みを前提とせず、これまでの区民会議の成果とこの提言を踏まえて、「新たなしくみ」を検討することが必要と考えます。

2 まちづくり推進組織のあり方

まちづくり推進組織については、「新たなしくみ」について検討していくなかで、区における中間支援機能の整備の検討と合わせてそのあり方についても検討を進めていく必要があると考えます。

まちづくり推進組織については、1990年代の区づくりプランの検討から様々な経緯を経て現在に至っており、発展的解消となった幸区と麻生区を除く5区で活動を継続しています。区によって違いはありますが、区づくり推進プラン策定作業を通じて明らかになった区の課題解決に向けた実践活動を行うことや、中間支援的な機能など、一定の役割を果たしてきました。しかしながら、特に前者については、事務局機能を行政が担っていることなど、他の市民活動団体との公平性で課題がある状況です。さらに、後者の中間支援機能についての政策的な位置付けが明確でないことや、メンバーの高齢化などもあり、持続的な組織運営の面でも課題がある状況と考えています。

こうしたことから、まちづくり推進組織については、「新たなしくみ」について検討していくなかで、区における中間支援機能の整備の検討と合わせてそのあり方についても検討を進めていく必要があると考えます。

3 その他関連する制度等との関係

「新たなしくみ」の検討にあたっては、市民自治のあり方全体としての視点を持ちながら、既存の市民活動支援施策やコミュニティ施策等との役割分担や連携のあり方の整理が不可欠と思われま

す。なお、「新たなしくみ」の検討にあたっては、市民自治のあり方全体としての視点を持ちながら、区レベルでは、まちづくり推進組織や資金支援制度、市民活動支援拠点の整備など、全市レベルでは市民活動センターや市民自治財団などといった関連する既存の市民活動支援施策やコミュニティ施策等との役割分担や連携のあり方の整理が不可欠と思われま

資 料 編

第1回川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会 資料

川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会（区民会議のあり方の検討を含む）について

資料1

1 概要

川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会

- (1) 趣旨
「川崎市附属機関設置条例」を改正し、平成28年度から、区における共に支え合う地域づくりの仕組みに関して調査審議する「川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会」（以下「委員会」という。）を附属機関として位置付けるもの。
- (2) 委員会の所掌事務
「区役所改革の基本方針」に基づき、「区における課題の解決を図るための市民が共に支え合う地域づくりの仕組みに関して調査審議」する。
- (3) 委員会の構成・任期
○構成
市民同士がお互いに支え合い参加と協働による地域課題の解決が図られる地域づくりのために必要な、地域での「顔の見える関係づくり」や地域コミュニティ形成といった、「区役所改革の基本方針」における地域づくりに向けた取組と区民会議との関係を含めて検討していくことから、5人以内の学識経験者と市民で構成する。

- ア 学識経験者 伊藤 正次氏 首都大学東京大学院社会科学部研究科教授 (50首藤)
中村美安子氏 神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部社会福祉学准教授
名和田是彦氏 法政大学法学部教授
イ 公募市民 岡倉 進氏 (麻生区在住)
佐藤 利枝氏 (宮前区在住)

○任期
委嘱された日から当該日の属する年度の末日までとする。

2 スケジュール



平成29年度（仮称）川崎市共に支え合う地域づくり推進ビジョン策定

検討委員会の議論内容（全5回）※現時点での想定案

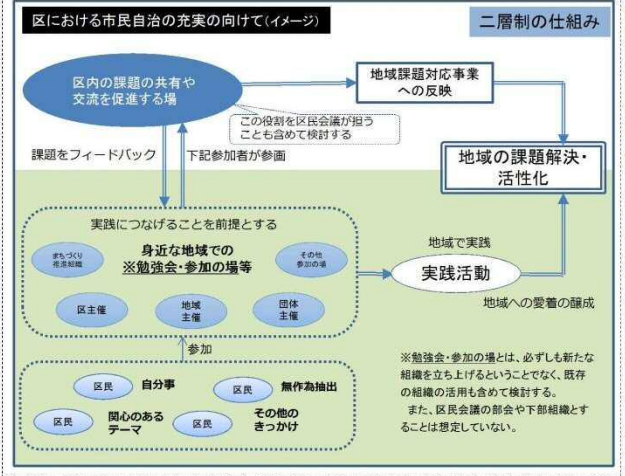
- 第1回（6月23日（木）17時～）
 - ・区役所改革の基本方針に基づく「共に支え合う地域づくりに向けて」全体イメージの共有
 - ・区民会議について
 - ・まちづくり推進組織について
- 第2回（8月）
 - ・地域づくりと地域包括ケアについて
- 第3回（10月）
 - ・「共に支え合う地域づくり」における区民会議・まちづくり推進組織の役割・あり方①
- 第4回（12月）
 - ・「共に支え合う地域づくり」における区民会議・まちづくり推進組織の役割・あり方②
- 第5回（2月）
 - ・「共に支え合う地域づくり」報告書取りまとめ

3 これまでの議論を踏まえた方向性（案）

◆平成25年度に第4期自治推進委員会が実施した自治基本条例に基づく総合的な評価において、区民会議については、「調査審議結果を具体的な事業として実行していくためのしくみづくり」や「認知度向上」、「委員の役割や任期、参加の位置付け等区民会議のしくみ自体の整理」などが必要であると提案されたこと等を受け、区民会議のあり方の検討を開始した。

◆平成27年9月4日「第3回川崎市行政改革に関する計画策定委員会区民のあり方検討部会」において、学識経験者より、今後の区民会議のあり方について、「小さな単位でコミュニティレベルの仕組み、二層制の仕組み、自分が参加することで自分事の問題として解決できること」といったキーワードが出され、平成28年度においては、第6期区民会議に参加の拡充を取組を推進し運営することと並行し、その後の区民会議について、平成28年3月に策定された「区役所改革の基本方針」に掲げる「めざすべき区役所像」のうち「共に支え合う地域づくりを推進する区役所」の実現に向け、「川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会」を設置し、区における市民自治の充実の観点から区民会議のあり方を含めて検討していくこととした。

「川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会」においては、区における市民自治の充実の観点から、「区役所改革の基本方針」を受け推進していく「地域づくりに向けた取組」の中で、区民会議が担う役割を中心として、各区における中間支援機能構築に向けた動きやまちづくり推進組織の役割を含め、「協働・連携の基本方針」を受けた取組や「地域包括ケア」の動きを見据えながら地域の課題解決・活性化につなげる「共に支え合う地域づくり」について検討していく。



第5期（平成26～27年度）各区区民会議の委員構成等について

資料3

区	全体会期 開催回数 (年)	開始月	委員の内訳																備考	
			公募委員 員数	区長 推薦	推薦団体															
			まちづくり 推進組織	安全・安心 まちづくり 推進協議会	交通安全 対策 協議会	保護司会	PTA 協議会	文化協会	社会福祉 協議会	町内会 連合会	商店街 連合会	子ども会 連合会	老人クラブ 連合会	自主防災 組織連絡 協議会	民生委員 児童委員 協議会	医師会	子育て ネットワーク	地域教育 会議	その他団体	
川崎区	4回	4月	4人	4人	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	歴史ガイド協会、TMO協議会
幸区	3回	7月	4人	2人		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	日吉のわっ、CCさいわい
中原区	4回	7月	4人	3人	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	ボーイズ・ガールスカウト協議会、 エアーマネジメント協議会、川崎 中原工場協会、市民健康の森を 育てる会、川崎地域連合(中原 地区連合)
高津区	3～4回	7月	5人	○	○						○5人	○	○	○	○	○	○	○	○	「エコシティあかつ」推進会議、た ちはな農のあるまちづくり推進 会議、観光協会
宮前区	4回	4月	2人	4人	○2人						○2人	○	○	○	○	○	○	○	○	スポーツ推進委員会、グリーン フォーラムみやまえ世話人会、 宮前情報ラボ
多摩区	3回	7月	4人	1人	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	観光協会、防犯協会、3大学連携協 議会、かわさきかえるプロジェクト、交 通安全協会、登戸土地区画整理事業 まちづくり推進協議会、子ども総合支 援連携会議
麻生区	4回	7月	5人	3人							○	○	○	○	○	○	○	○	○	里山フォーラムin麻生、セラサ川 崎農業共同組合、防火協会

1 まちづくり推進組織の成り立ち

まちづくり推進組織は、平成5年から平成9年にかけて各区において策定された「区づくり白書」※の理念に基づき、区民の合意形成を図りながら行政のパートナーシップのもと、魅力あるまちづくりを目指すことも目的として、それまで各区において設置されていた「区民懇話会」を発展的に解消する形で平成12年度までに各区に設置された組織である。



※「区づくり白書」とは…各区において、①区の実況の課題の把握②問題点の抽出③それに対する対策④区の望ましい将来像⑤将来像を実現するための提案から構成された区民相互の合意形成のうえで区民と区の間によって作成された報告書

2 区民会議との関係性

平成17年に自治基本条例が施行され、区民会議が規定されたことにより、平成17年4月から試行的に区民会議を開催し、翌平成18年度には川崎市区民会議条例が施行されたことにより、2年の任期により第1期区民会議がスタートした。区民会議は、条例によって、「区民の参加と協働による課題解決に向けた調査審議を行い、もって暮らしやすい地域社会の形成に資する附属機関」であると位置付けられた。

この時点でのまちづくり推進組織と区民会議の関係性について、**まちづくり推進組織は「まちづくりの課題に実践的に取り組むことを目的として、市民の自主性により運営する団体」**であり、両者の設置目的は、方向性として共通していると考えられることから、相互に連携していくことが望まれ、具体的には、委員の選出、専門部会での連携、課題の解決に向けた連携が考えられると整理された。

3 区民会議開始後の運営

区民会議との関係性は前項のように整理されたが、区民会議が調査審議を行った課題をまちづくり推進組織が連携して実践するという流れには中々なりにくく、一部の事例を除けば、団体推薦として各区1〜2名程度のまちづくり推進組織の委員が区民会議に参加するに留まった。

また、**市民活動支援指針が策定された平成14年頃から、あるいは区によっては、区民会議スタートした平成18年頃から次第にまちづくり推進組織が中間支援機能を担う組織を意図して活動を進める傾向が見られた。**同指針が掲げる中間支援機能の必要性や、あるいは実践活動が行える組織と考えると、区の課題解決に向けた活動という点で区民会議と重複してしまう部分もあると考えられることから、区によって事情が異なり全てではないが、中間支援組織としての位置付けを意図している区が多くなっている。

4 まちづくり推進組織の課題と今後

まちづくり推進組織が区民会議と大きく異なる点は、**前者が各区における要綱により設置されているのに対し、後者は条例により位置づけられており、その運営方法が大きく異なることである。**平成28年6月現在、まちづくり推進組織は全ての区にあるわけではなく、幸区役所及び麻生区役所については、別組織において市民活動の活性化を図ることや中間支援機能等を担うこととし、発展的解消を行ったために存在しない。そのため、現在、まちづくり推進組織は前述の2区を除いた5区に存在しており、その現状を調査するために平成28年5月下旬から6月上旬にかけて市民文化局コミュニティ推進部において5区の所管である地域振興課に対してヒアリングを行った。

その結果、予算や運営、課題等の詳細は別紙のとおりであるが、ほぼ中学校区に分けて町内会・自治会と連携しており運営が大きく異なる川崎区を除く4区において中間支援組織を目指していることが分かったが、中間支援機能の定義は明確には定められておらず、また、まちづくり推進組織が中間支援組織となると政策決定されているわけではない中で、今後、**区における中間支援機能についての検討を進める過程で、あるいは、区における地域づくりを考えるときに、見直しを検討する区民会議との関係性を含めてそのあり方を整理していく必要があると考えられる。**

共通の課題

- 担い手の高齢化が進んでおり、メンバーの入れ替え等新陳代謝が進まない。
- 中間支援組織を目指したい事務局（区役所）側とプロジェクトとして具体的な活動をしたい委員（市民側）の温度差
- プロジェクト型にするメンバーは集まるが、自主的に活動している他の団体や市民提案型事業との公平性、公正性についての説明が難しくなっている。
- 組織を整理するにしても、組織で活躍している有能な市民の受け皿を考える必要がある。
- 市民主体の活動と言っても、どうしても事務局の負担が多くなってしまふ。
- 具体的にどこに向かえば良いか組織の最終目標がつかみづらい。

区によって異なる現状のスタイル

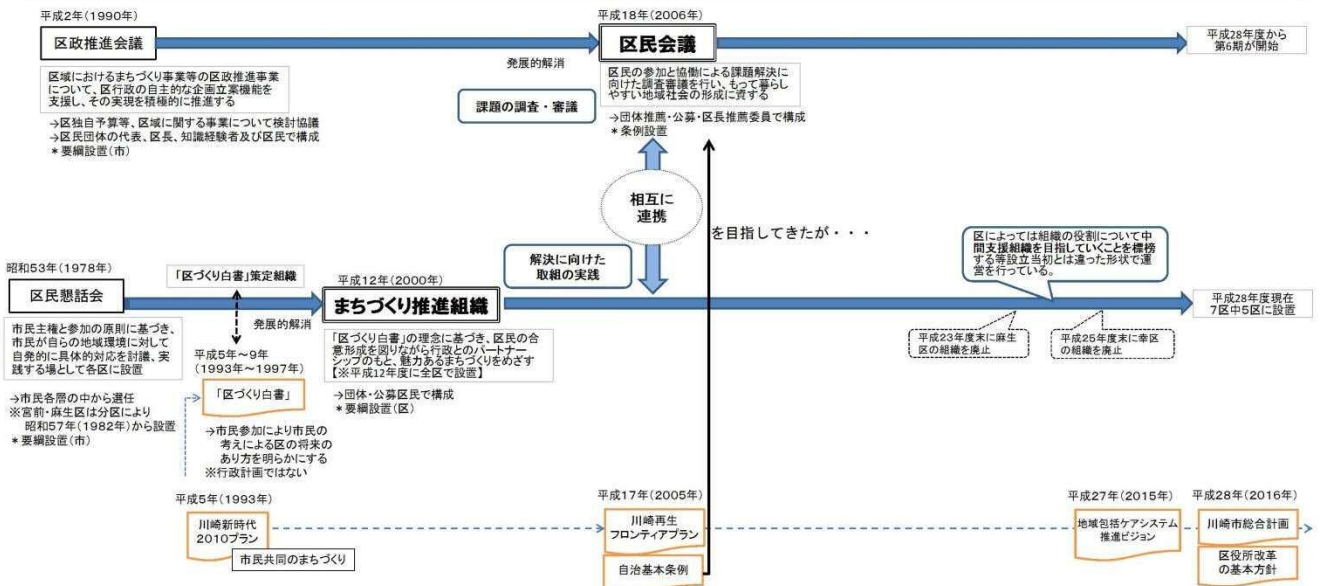
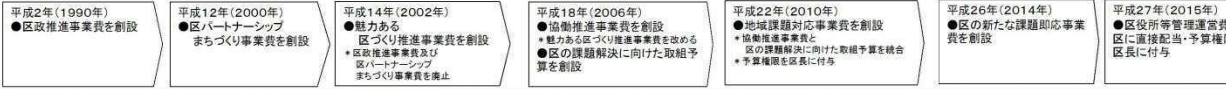
- 幸区 ● 麻生区

別組織において市民活動の活性化を図ることや中間支援機能等を担うこととし、発展的解消を行ったため存在しない。



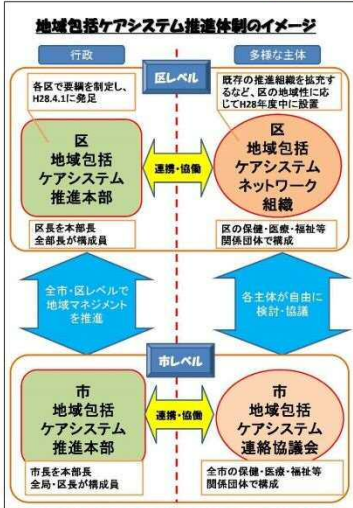
各区の区行政における市民参加の取組について

区独自予算



平成28年度 地域包括ケアシステムの構築に向けた取組について

資料4



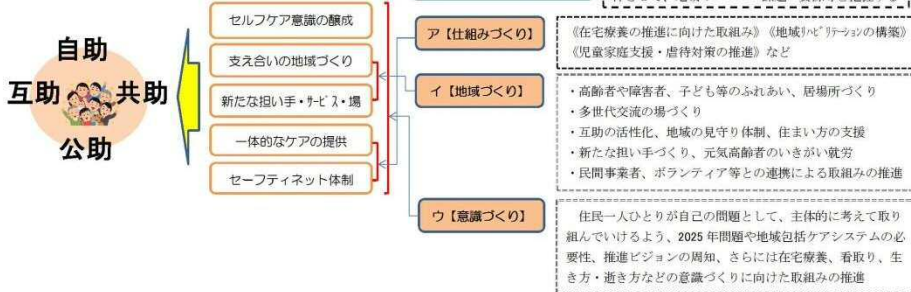
《推進体制の年間スケジュール》

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市本部推進会議		●第1回 5/10						●第2回(予定)				●第3回(予定)
市連絡協議会					●第1回 8/24			●第2回 11/18			第3回 3/22 ●	
区本部推進会議	平成28年4月1日各区で設置。区ごとに実情に応じて開催											
区ネットワーク組織	既存の多様な会議・ネットワークを整理しながら、平成28年度中に設置する											

《地域みまもり支援センターに関するこれまでの取組》

- 4/4 地域包括ケアシステム推進キックオフ会議 (場所: 中原区役所)
目的: 地域みまもり支援センターの設置にあたり、意識共有を図るために開催
出席者: 菊地副市長 伊藤副市長 健康福祉局長 こども未来局長 各区長
傍聴者: 約250名参加 (関係団体・市議会議員・報道機関・市職員)
- 4/6~18日 地域みまもり支援センター等職員向け研修 (場所: 各区役所)
目的: 「地域みまもり支援センターの手引き」を中心とした説明
参加者: 総勢312名参加 (地域みまもり支援センター、保健福祉センター、関係部署の職員ほか)

《重点的な取組み》



《効果的な広報戦略》

平成28年3月に本格稼働したポータルサイトの運用をきめ、多様な媒体による効果的な広報・周知を展開していく。

ポータルサイトの開設

- 川崎市における地域包括ケアシステムに関する取組を知る
- 医療・介護・福祉に関するイベント情報を知る
- 医療・介護・福祉に係る多職種による自由な意見交換(会員専用)

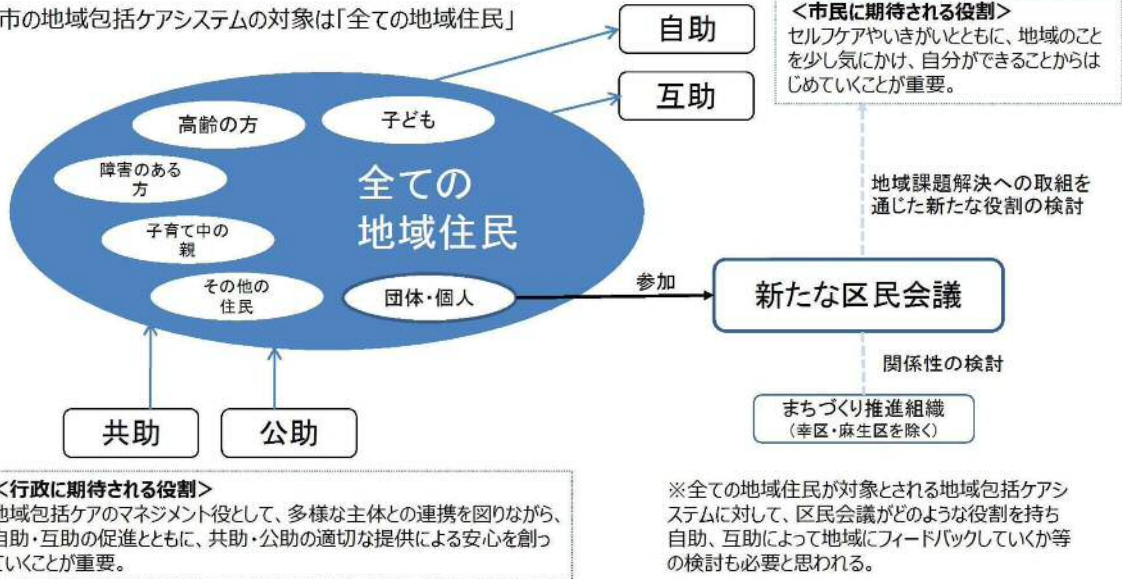
ポータルサイト トップページはこちら <https://www.kawasaki-city.jp>

検討委員会における今後の議論の進め方について

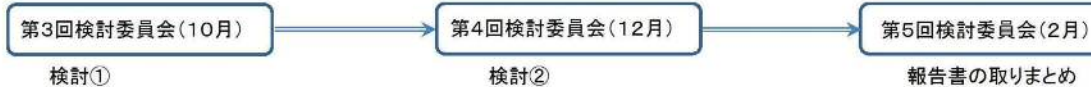
資料5

<地域包括ケアシステムと区民会議との関係性について(検討事項)>

川崎市の地域包括ケアシステムの対象は「全ての地域住民」



第1回及び第2回での議論を踏まえ、第3回以降においては、「共に支え合う地域づくり」に向けて地域包括ケアシステムとの関係性を含めて、区民会議の具体的な見直し(新たな区民会議)及びまちづくり推進組織の役割について検討を進めていくこととします。



各区の「地域みまもり支援センター」における地区エリアの検討状況 平成 28 年 3 月 18 日現在

区名	ブロック数	地区数	地域包括支援センター数	地区社協数 ¹	地区民児協数 ²	中学校区	地区人口(概数)	基本的な考え方
合計	15	40	49	40	56	51		
川崎区	中央	1	2	9	10	10	44,000人～53,800人	<ul style="list-style-type: none"> 地区社協、地区民児協を基本とした。 川崎区エリアについては、幹線道路（新川通り）により、特に高齢者の生活圏が分かれていることを考慮した。 大師地区においては、人口、高齢化率等の均衡と生活圏を考慮した。
	大師支所	1	2				36,500人～37,800人	
	田島支所	1	2				24,700人～28,200人	
幸区	2	5	6	7	8	5	20,800人～40,200人	<ul style="list-style-type: none"> 地区社協、地区民児協を基本とした。 なお、人口数、高齢者数、要対協ケース数、出生数を考慮した。
中原区	2	9	6	5	9	8	19,600人～36,600人	<ul style="list-style-type: none"> 地区社協、地区民児協を基本とした。 武蔵小杉地区については、小杉周辺の再開発によるコミュニティの形成等配慮した。
高津区	2	4	7	4	7	5	41,200人～70,300人	<ul style="list-style-type: none"> 地区社協、地区民児協、高齢者人口、幼児人口及び包括支援センターを考慮する。
宮前区	2	7	7	7	8	8	24,000人～40,800人	<ul style="list-style-type: none"> 地区社協と地区民児協の地区割りを基本とした。 人口規模が大きい地域については、適正規模になるように考慮した。
多摩区	2	5	7	5	8	7	32,300人～48,000人	<ul style="list-style-type: none"> 地区社協を基本として、町会・自治会、地区民児協、包括支援センターを考慮した。
麻生区	2	4	7	2	6	8	32,000人～59,000人	<ul style="list-style-type: none"> 町会・自治会、地区民児協等の所管区域を考慮した。 乳幼児ケア、高齢者ケア等の経験者を適所配置して人材育成を考慮した。

各区の地区割りの検討状況について集約したもの

* 1 地区社協…地区社会福祉協議会 地域の福祉課題の解決のために住民同士が支え合うための任意団体

* 2 地区民児協…各地区で組織される民生委員児童委員協議会

「(仮)新たな区民会議」のあり方の方向性について(議論ペーパー)

資料1

1 現状

川崎市自治基本条例及び川崎市区民会議条例により運営されている各区区民会議については、開始から5期10年が経過し、各区において地域の課題解決に向けた調査審議を行い、実践することで成果をあげている一方で、認知度向上や幅広い市民の参加が課題となっています。
また、平成28年度からは引き続き第6期が開始されています。



2 課題と状況の変化

10年間のうちに見えてきた主な課題

- 参加
- 実践
- 任期
- 認知度
- 検証機能

区のあり方検討部会(平成27年度)から出されたキーワード

- 小さな単位
- 二層制の仕組み
- 自分事

取り巻く状況の変化

- 地域包括ケアシステム推進ビジョン策定 平成27年3月策定
- 区役所改革の基本方針策定 平成28年3月策定
- 協働・連携の基本方針策定 平成28年3月策定

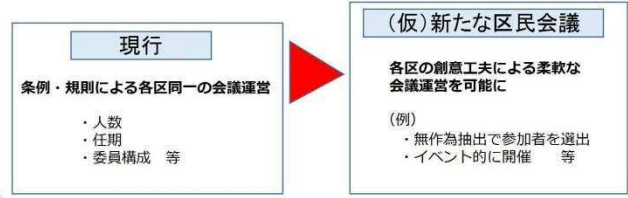
3 主な検討事項

区民会議の目的である「暮らしやすい地域社会の形成」に向けて、共に支え合う地域づくりにおいてどのような役割を担うのか、次の項目を中心に「(仮)新たな区民会議」のあり方の方向性について検討します。

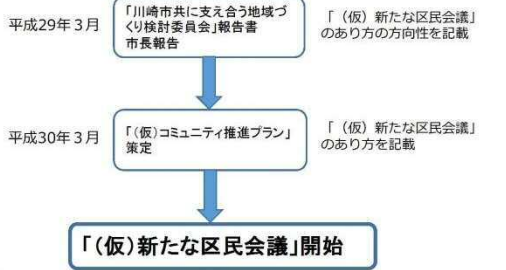
項目	提案(議論のポイント)
参加について	必ずしも任期に拘らずに、多くの区民の参加や多様な意見を取り入れる手法を検討します。 例:無作為抽出等による幅広い参加、意欲のある区民が参加できる手法
実践について	参加者自らによる実践プロジェクトにつながる手法を検討します。 例:区民参加によるワークショップを通じたチームビルディング
小さな単位、自分事について	区全体の課題だけでなく、自分事として捉えられるようなより身近な小さな単位(行政が一律に区割りする単位ではなく任意の単位)の課題を扱うことについて検討します。
二層制の仕組みについて	多様な主体が協働連携するしくみとして、町内会自治会を始め、既存の市民活動団体や「(仮)新たな区民会議」から発生したチームなど、実際に活動している団体を2層目として、こうした団体間の交流や地域課題の共有、お互いの活動の情報交換などを行う場を1層目として位置付けることとし、中間支援機能のあり方と合わせて検討します。
条例の位置づけ等について	「(仮)新たな区民会議」に向け、内容によっては区民会議条例の改正等や、附属機関としての位置づけについても検討します。
地域包括ケアとの関係について	「(仮)新たな区民会議」を地域活動への参加のきっかけとすることやチームビルディングなどを通じた区民どうしのつながりづくりのほか、参加と協働により保健福祉分野の課題解決につなげていくことなどを検討します。
まちづくり推進組織について	まちづくり推進組織(幸区、麻生区を除く)については、区における中間支援機能のあり方と合わせて検討します。

4 会議運営方法の検討

区民会議がスタートして10年のうちに見えてきた「参加」や「実践」などの課題や取り巻く状況の変化に対応するため、条例・規則による各区同一の会議運営を見直し、自由度を高め、各区の創意工夫による運営が可能となる方向で検討します。



5 今後のスケジュール



第1, 2回検討委員会の振り返りについて

参考資料1

1 区民会議

- 概要
 - 暮らしやすい地域社会をめざして区民が参加と協働により地域社会の課題を解決を図るために調査審議をする附属機関である。
- 成り立ち
 - 自治基本条例(第22条)及び区民会議条例に基づき、平成18年度から第1期区民会議がスタートした。
- 仕組み
 - 委員が地域の状況や課題などを持ち寄り、課題を把握し、テーマ選定を行う。選定されたテーマについて、解決の方向や、取組の担い手などの課題解決策について多様な視点から検討を行い、調査審議された結果について、区長に提言を行う。
 - 区長は、提言を尊重し区民との協働の推進、関係機関との連携その他必要な取組により区における暮らしやすい地域社会の形成に努める。
- 委員構成
 - 各区20名までとして、団体推薦を中心に構成される。
 - 団体推薦による委員…町内会連合会、社会福祉協議会など
 - 公募委員
 - 区長推薦
 - ※推薦団体や、公募、区長推薦による委員数は区により異なる。
- 主な取組(例)
 - 防災…防災マップの作成、防災手帳の作成、海抜表示版の設置
 - 子育て…ふれあいカフェの開催、健康づくりのためのダンス
 - 環境…親子のごみの分別ゲーム実施、緑の保全活動の推進
 - その他…「体験型」交通安全教室の実施、多摩区イベントカレンダーの発行

2 まちづくり推進組織

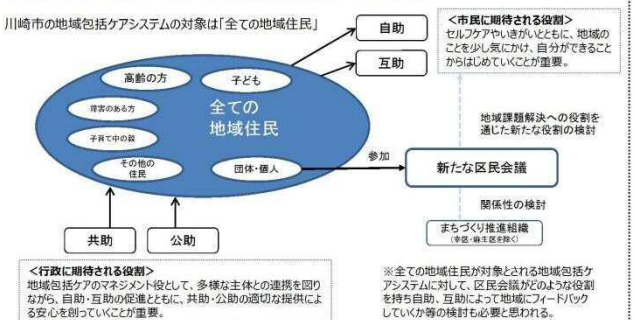
- 概要
 - 「区づくり白書」の理念に基づき、区民の合意形成を図りながら行政とのパートナーシップのもと、魅力あるまちづくりをめざす組織である。(幸区は平成25年度末に、麻生区は平成23年度末に廃止)
- 成り立ち
 - 各区の「区民懇話会」を発展的に解消し、平成12年度までに各区に要綱等により設置された。
- 仕組み
 - 課題解決の実践を行う組織として活動をしているが、市民活動支援指針が策定された平成14年頃あるいは、区民会議開始の平成18年頃を契機として、中間支援機能を担う組織を意識して活動する傾向があり、プロジェクト型と中間支援型の両者の側面がある。
 - ※区により状況は大きく異なる。
- 委員構成
 - 各区により委員数は異なり、公募委員を中心に構成される。
 - 公募委員
 - 団体推薦による委員…町内会連合会、社会福祉協議会など
 - ※推薦団体や、公募、区長推薦による委員数は区により異なる。
- 主な取組(例)
 - プロジェクト…交通防犯パトロール、フォトコンテスト、落書き消し
 - 中間支援機能…市民活動等に興味のある区民に学びと交流の場を提供、活動資金の支援、市民活動支援ルームの運営

3 地域包括ケアシステム

<地域包括ケアをめぐる背景>
現在、本市の生産年齢人口は増加傾向にあるものの2040年には高齢者人口は約45万人、総人口の30.4%となると予想されている。
このような急激な高齢化は、医療・介護などの「ケアを必要とする人」の増加だけでなく、慢性疾患や複数の疾病を抱えながら生活を送る高齢の患者数の増加を意味しており、地域全体が必要とされるケアの「質」にも大きな変化を及ぼすと考えられる。
そのため、医療においては、「病院完結型の治す医療」から「地域完結型の治し、支える医療」へのシフトが求められるとともに、看護、介護、福祉・生活支援などを含めたケアが地域において一体的に提供されることが求められ、そのための仕組みとして「地域包括ケアシステム」が提唱された。

地域包括ケアシステムは、「誰もが安心して暮らし続けることができる地域を実現」していくこと
↓
「安心した暮らし」を送るための要素としては、衣食住のほか、保健・医療・福祉サービスをはじめ、いきがい(趣味・娯楽・社会貢献等)や、地域中での交流(あいさつ・支え合い等)、防犯・防災などが重要である。
↓
地域包括ケアシステムとは「個人の生活」を守る取組であり、個人が安心して生活できる地域を創っていくための「地域づくり」である。

(再掲) <地域包括ケアシステムと区民会議との関係性について(検討事項)>

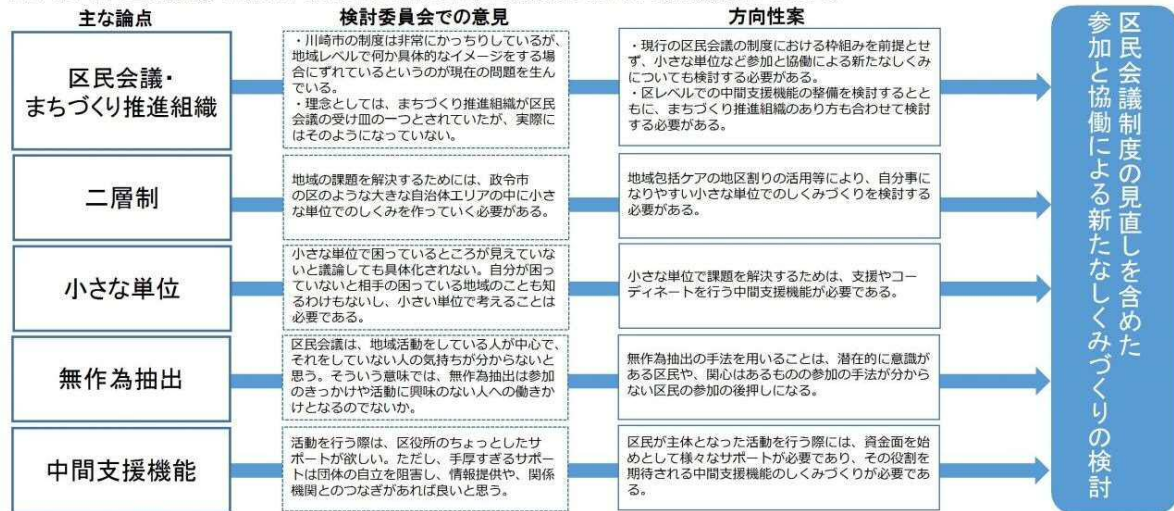


共に支え合う地域づくり及び区における市民自治の充実に向けて（議論ペーパー）

資料1

1 市民自治の充実に向けた幅広い検討について

第3回検討委員会においては、「(仮)新たな区民会議」のあり方の方向性について、項目別に検討を行い、様々な意見が出ました。その中で、共に支え合う地域づくり及び区における市民自治の充実に向けては、現行の区民会議制度の枠組みの中では成し得ない部分もあり、第4回検討委員会では、改めて幅広く議論を行うこととします。



2 今後の検討委員会スケジュール



3 報告書について

報告書の構成については、以下のように想定されます。

- 第1章 川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会について
 第2章 共に支え合う地域づくり及び区における市民自治の充実に向けて
 【提言1】 区民会議、まちづくり推進組織等の既存の組織の役割や方向性について
 【提言2】 参加と協働による地域課題の解決の新たなしくみについて
 【提言3】 市民自治の充実について
 資料編
 ・川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会資料
 ・川崎市自治基本条例
 ・川崎市区民会議条例

【参考】主な検討事項についての意見（第1回～3回検討委員会）

項目	委員の主な意見
二層制について	<ul style="list-style-type: none"> 地域の課題を解決するためには、政令市の区のような大きな自治体エリアの中に小さな単位での仕組みを作っていく必要がある。 川崎市の制度は非常にかっちりしているが、地域レベルで何か具体的なイメージをする場合にすれているというのが現在の問題を生んでいるので、この部分をどう制度設計していくかがポイントである。
小さな単位・自分事について	<ul style="list-style-type: none"> 大きな単位で考えるときに、小さな単位で困っているところが見えていないと議論しても具体化されない。自分が困っていないと相手の困っている地域のことも知るわけもないし、考えることもできないので、小さい単位で考えることは必要である。 同じ区内でも地域によって課題が大きく変わってくるので、小さな単位というのは、これまで区民会議に参加しながら必要なのではないかと思っていた。 小さな単位の課題を吸上げていくことは、何か違う仕組みが必要であり、それは区民会議ではないと思う。 小さな単位というのは地域包括ケアの取組とも非常に関連していると思う。 区民会議と小さな単位、自分事というのは結びつきづらい。ただ、住民自治を推進するであるとかコミュニティのあり方を考えるといったときには必要なキーワードであると思う。
参加・無作為抽出について	<ul style="list-style-type: none"> 現状の区民会議は、地域活動をしている人が中心で、それをしていない人の気持ち分からないと思う。そういう意味では、無作為抽出は参加のきっかけや活動に興味のない人への働きかけとなるのではないかと。 無作為抽出イベント的に開催し、センスのいい人を見つける人材発掘の場としてもよいのではないかと。 これまでの団体推薦プラス公募委員という形ではなかなか得られないような方々の意見が得られるというのは、全国的な事例からしてもそうであろうと聞いている。
実践・中間支援機能	<ul style="list-style-type: none"> 実践を行う際は、区役所のちょっとしたサポートが欲しい。ただし、手厚すぎるサポートは団体の自立を阻害し、情報提供や、関係機関とのつながりがあれば良いと思う。 中間支援機能を持つまちづくり推進組織はあるが、区毎に異なる活動をしている状態なので、市民にわかりやすいようある程度まとめていく必要はあると思う。 区の課題は大きすぎて気軽に取組むわけにいかない。区単位で活動してきたまちづくり推進組織の中間支援機能と地べたの市民活動がどのように連携したら川崎市が良くなるのか議論する必要がある。 上崎市や宮崎市の事例を見ても、調査審議を行う附属機関があり、それを実践する仕組みが考えられていて、予算も担保されている。特に宮崎市の場合は、その部分も条例化されている。その点が川崎市における区民会議でも一つの論点になっている。
地域包括ケアについて	<ul style="list-style-type: none"> 実践ということ考えると、課題を抱えている地域は全区域ではない。小さな地域ということは地域包括ケアの取組とも非常に関連しているように思う。 地域包括ケアの日常的な対人的なサービスの部分は専門性が必要であると思われ、そこに区民会議が入り込んでいくことは難しいと思う。 地域包括ケアは、地域福祉の世界で言うときは、割と行政サービスとか介護保険サービス以外のインフォーマルなサポートを持っていない人にも届くようにするという「みまもり」というときに「地域包括ケア」と言ったりもする。この「地域包括ケア」はもう少し軽く、インフォーマルだからこそだし、またそれが求められているところのイメージで構築した方が合っているのではないかと感じている。
区民会議について	<ul style="list-style-type: none"> 条例で位置付けられているので意見を言うのにとでも敷居が高く、楽しいことを思い付いても、こんな場で言っているのか迷うことがあった。 区民会議はこういうものだ、こういう条例に基づいてやっているんだ、だから、こうしなくてはいけないというのが議論をしても感傷的に埋め込まれていると思う。 区民会議は調査審議までだが、その後の「担い手」が不透明なまま終わってしまう。課題解決のために担い手を想定しているが、調査審議が終わった時点では見えなくなってしまう。 区民会議は様々な団体の参加があり、うまくいけばとても有意義な会議である。ただ、団体から参加される委員は団体の一員として参加しているという意識が少ないように感じた。会議で解決すべき課題を見つけても誰がやるのかという段階で尻込みがあった。 区民会議で何をするということとを要求すると、負担感しかないと思う。区民会議に入ったら自動的に何かしなければならぬということはない、と初めに伝えたほうが安心して積極的に発言するし、いろいろなことができる。 三都市の住民協議会や新宿区の地区協議会、上崎市と宮崎市の地域自治体制度など、どの自治体も実践のために工夫しているなことをやっているのだから、川崎市の区民会議にも参考になると思う。
まちづくり推進組織について	<ul style="list-style-type: none"> 理念としては、まちづくり推進組織が区民会議の受け皿とされているが、実際にはそのようになっていない。 まちづくり推進組織はハード系も含めてイベント的なものを行っているが、各区毎の多様性もあり、組織がない区もある。役割として、イベントを実施していくのか、あるいは中間支援に特化していくのか、まだ見えてこないが、今の組織をどう変えていくと良いのかというところを検討していく必要がある。 中間支援機能を持つまちづくり推進組織はあるが、区毎に異なる活動をしている状態なので、市民にわかりやすいようある程度まとめていく必要はあると思う。 区の課題は大きすぎて気軽に取組むわけにいかない。区単位で活動してきたまちづくり推進組織の中間支援機能と地べたの市民活動がどのように連携したら川崎市が良くなるのか議論する必要がある。

○川崎市自治基本条例

平成 16 年 12 月 22 日条例第 60 号

私たちのまち川崎市は、多摩川や多摩丘陵の自然に恵まれ、我が国産業を支える拠点を擁した多様な顔を持つ都市として、公害や急速な都市化の進行への対応など、高度成長期の大都市が抱えた課題の克服に、全市民の英知を結集しながらその歩みを進めてきました。

今、成長と拡大を基調としてきた社会のしくみや制度の再構築が求められ、少子高齢社会への対応や地球環境への配慮が求められる中で、改めて暮らしやすい地域社会とは何か、自治とは何か、市民と自治体の関係や自治体と国の関係はどうあるべきかが問われています。

私たち市民は、私たち自身が、このような地域社会の抱える課題を解決する主体であることを改めて確認するとともに、信託した市政が、私たちの意思を反映して行われるよう、その運営に主体的に参加し、また、国や神奈川県と対等な立場で相互協力の関係に立って、自律的運営を図り、自治体としての自立を確保する必要があります。

こうした市民自治の基本理念を確認し、情報共有、参加及び協働を自治運営の基本原則として、行政運営、区の在り方、自治に関する制度等の基本を定め、市民自治を確立するため、ここに川崎市自治基本条例を制定します。

そして、私たち市民は、人類共通の願いである恒久平和と持続可能な社会が広く世界に築かれることを希求し、川崎市民としての誇りを持ち、一人ひとりの人権が尊重される「活力とうるおいのある市民都市・川崎」の創造を目指します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、本市における自治の基本理念と自治運営の基本原則を確認し、自治運営を担う主体である市民、議会及び市長その他の執行機関（以下「市長等」といいます。）の役割、責務等を明らかにするとともに、行政運営、区の在り方、自治運営の基本原則に基づく制度等本市の自治の基本を定めることにより、市民自治を確立することを目的とします。

(位置付け等)

第 2 条 この条例は、本市の自治の基本を定める最高規範であり、市は、自治運営に関する他の条例、規則等の制定改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図ります。

2 市民及び議員、市長その他の市の公務員は、この条例に定められたそれぞれの役割、責務等に従い、本市の自治運営を担っていきます。

(定義)

第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

(1) 市民 本市の区域内に住所を有する人、本市の区域内で働き、若しくは学ぶ人又は本市の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。

- (2) 参加 市民が、暮らしやすい地域社会をつくるために、市政に主体的にかかわり、行動することをいいます。
- (3) 協働 市民及び市が、共通の目的を実現するために、それぞれの役割と責任の下で、相互の立場を尊重し、対等な関係に立って協力することをいいます。

(基本理念)

第4条 市民及び市は、次に掲げることを基本理念として市民自治の確立を目指します。

- (1) 市民は、地域社会の課題を自ら解決していくことを基本として、その総意によって市を設立し、地域社会における自治の一部を信託していること。
- (2) 市民は、その信託に基づく市政に自ら主体的にかかわることにより、個人の尊厳と自由が尊重され、市民の福祉が実現される地域社会の創造を目指すこと。
- (3) 市は、国及び神奈川県と対等な立場で相互協力の関係に基づいた自律的運営を図り、自治体としての自立を確保すること。

(自治運営の基本原則)

第5条 市民及び市は、次に掲げる原則に基づき、自治運営を行います。

- (1) 情報共有の原則 市政に関する情報を共有すること。
- (2) 参加の原則 市民の参加の下で市政が行われること。
- (3) 協働の原則 暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう協働を行うこと。

2 市は、参加又は協働による自治運営に当たっては、参加又は協働をしないことによって、市民が特別の不利益を受けることのないようにします。

第2章 自治運営を担う主体の役割、責務等

第1節 市民

(市民の権利)

第6条 市民は、すべて人として尊重され、平和で良好な環境の下で、自らの生命、自由及び幸福追求に対する権利が保障され、自己実現を図ることができるほか、自治運営のために、次に掲げることができます。

- (1) 市政に関する情報を知ること。
- (2) 政策の形成、執行及び評価の過程に参加すること。
- (3) 市政に対する意見を表明し、提案をすること。
- (4) 行政サービスを受けること。

(市民の責務)

第7条 市民は、自治運営において、次に掲げることを行うものとします。

- (1) 互いの自由と人格を尊重し合うこと。
- (2) 参加及び協働に当たり、自らの発言と行動に責任を持つこと。
- (3) 次の世代に配慮し、持続可能な地域社会を築くよう努めること。
- (4) 市政の運営に伴う負担を分担すること。

(事業者の社会的責任)

第8条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとします。

(コミュニティの尊重等)

第9条 市民は、暮らしやすい地域社会を築くために、コミュニティ（居住地、関心又は目的を共にすることで形成されるつながり、組織等をいいます。以下同じ。）をそれぞれの自由意思に基づいて形成することができます。

2 市民及び市は、暮らしやすい地域社会の担い手であるコミュニティの役割を尊重するものとします。

3 市は、コミュニティの自主性及び自律性を尊重しながら、コミュニティにかかわる施策を推進します。

第2節 議会

(議会の設置)

第10条 市に、議事機関として、選挙によって選ばれた議員で構成される議会を設置します。

(議会の権限及び責務)

第11条 議会は、市の重要な意思決定、市の事務に関する監視、政策の立案等を行います。

2 議会は、前項の権限を行使するに当たり、市民の意思が適切に反映されるよう必要かつ十分な会議を行うとともに、議会活動について市民との情報の共有化を図り、開かれた議会運営に努めます。

(議員の責務)

第12条 議員は、地域の課題や市民の意見を把握するとともに、市政全体の観点から的確な判断を行うことにより議会在前条第1項の権限を適切に行使できるよう努めます。

2 議員は、市民に開かれた議会運営の実現に寄与するための活動を行うよう努めます。

第3節 市長等

第1款 市長等

(市長の設置)

第13条 市に、選挙によって選ばれた市の代表である市長を設置します。

(市長等の権限、責務等)

第14条 市長は、この条例に基づいて自治を運営するとともに、市民の福祉の増進を図るため、市政全体の総合的な調整その他の権限を行使します。

2 市長等は、自らの判断と責任においてその所掌する事務を誠実に執行するとともに、相互の連絡を図り、一体として、行政機能を発揮します。

3 職員は、市民と共に自治を運営する者としての認識に立ち、職務を誠実かつ公正に執行します。

第2款 行政運営等

(行政運営の基本等)

第15条 市は、その将来像を示す総合的な計画を策定し、部門別の基本計画等と調整を図りながら、計画的な行政運営を行います。

2 行政運営は、次に掲げることを基本として行います。

- (1) 市政に関する情報は、市民の財産であり、その適切な発信及び管理を市民からゆだねられていることを踏まえて、情報の共有を推進すること。
- (2) 市民の意思を市政に適切に反映するため、市民の参加を推進すること。
- (3) 市民からの提案等に的確に応答すること。
- (4) 市民の自主的な活動を尊重するとともに、市民との協働による施策、事業等の推進を図ること。
- (5) 施策、事業等の実施に当たっては、公正性及び公平性を確保するとともに、効率的、効果的かつ総合的に行うこと。
- (6) 法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、市民の福祉の増進を目的として行うこと。

3 市の組織は、簡素で、効率的かつ機能的なものとなるよう社会環境の変化等に的確に対応して整備します。

4 市長は、市の出資法人がその目的や趣旨に沿って運営されているか等について、当該出資法人（市長が所管するものに限り、）又は当該出資法人（市長が所管するものを除き、）を所管する執行機関若しくは公営企業管理者に対して適切な指導及び調整を行います。

(財政運営等)

第16条 市長は、中長期的な展望に立って、計画的な財政運営を図るとともに、評価等に基づいた効率的かつ効果的な行政運営を行うことにより、財政の健全性の確保に努めます。

2 市長は、財政状況に係る情報並びに予算の編成及び執行に係る情報を分かりやすく公表することにより、財政運営の透明性の確保に努めます。

3 市長、教育委員会及び公営企業管理者は、その所管する財産の適正な管理及び効率的な運用を行い、市長は、その状況について、分かりやすく公表するよう努めます。

(評価)

第17条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を行い、第15条第1項の総合的な計画の着実な実行と進行管理を行うとともに、施策、事業等の成果を市民に明らかにするため、評価を実施します。

2 評価の指標等は市民の視点に立脚したものとし、評価の結果は市民にとって分かりやすいものとし、

3 市長等は、前項の評価の結果を公表するとともに、施策、事業等に適切に反映させます。

(苦情、不服等に対する措置)

第18条 市に、市民の市政に関する苦情、不服等について、簡易迅速にその処理、救済等を図る機関を置きます。

2 前項に定めるもののほか、市は、市民の権利利益の保護に必要な措置を講じます。

第3款 区

(区及び区役所の設置)

第19条 市に、本市の区域を適正な規模の区域に分けて、身近な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供し、参加及び協働による暮らしやすい地域社会を築くため、それぞれの区域を単位として区を設け、区役所を置きます。

(区長の設置及び役割)

第20条 それぞれの区役所にその長として区長を置き、区長は、区役所における事務を処理します。

2 区長は、前条に定める区及び区役所の設置目的を達成するため、次に掲げる役割を担います。

(1) 区における課題を的確に把握し、参加及び協働により、その迅速な解決に努めること。

(2) 区における便利で快適な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供するよう努めること。

(3) 区における市民活動を尊重した上で、その活動に対する支援に努めること。

(必要な組織の整備等)

第21条 市長は、区長が前条第2項の役割を的確に果たすことができるよう必要な組織、機能等の整備及び予算の確保に努めます。

(区民会議)

第22条 それぞれの区に、区民（その区の区域内に住所を有する人、その区の区域内で働き、若しくは学ぶ人又はその区の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。）によって構成される会議（以下「区民会議」といいます。）を設け、参加及び協働による区における課題の解決を目的として調査審議します。

2 区長及び市長等は、区民会議の調査審議の結果を尊重し、その内容を区における暮らしやすい地域社会の形成及び市政に反映するよう努めます。

第3章 自治運営の基本原則に基づく制度等

第1節 情報共有による自治運営

(情報提供)

第23条 市は、市民生活に必要な情報について、市民に積極的に提供します。

2 情報の提供は、分かりやすく、かつ、適時に行います。

(情報公開)

第24条 市民は、市政に関する情報について、市にその開示を求めることができます。

2 市は、前項の請求に対しては、正当な理由がない限り、これに誠実に応じます。

(個人情報保護)

第 25 条 市は、その保有する個人情報について、適切な保護を図ります。

2 市民は、自己の個人情報について、市にその開示、訂正及び利用の停止等を求めることができます。

3 市は、前項の請求に対しては、正当な理由がない限り、これに誠実に応じます。

(会議公開)

第 26 条 市長等に置かれる審議会、審査会等（以下「審議会等」といいます。）の会議は、正当な理由がない限り、公開します。

(情報共有の手法等の整備)

第 27 条 市は、市民との情報の共有化の積極的かつ効果的な推進並びに参加及び協働による自治運営に資するため、第 23 条から前条までに定めるもののほか、市民との情報の共有に係る手法等の整備を図ります。

第 2 節 参加及び協働による自治運営

(多様な参加の機会の整備等)

第 28 条 市は、事案の内容、性質等に応じて次条から第 31 条までに定めるもののほか、多様な参加の機会を整備し、その体系化を図ります。

(審議会等の市民委員の公募)

第 29 条 審議会等の委員には、市民のうちから公募により選任された委員が含まれることを原則とします。

(パブリックコメント手続)

第 30 条 市長等は、市民生活に重要な事案の策定に当たっては、市民から当該事案に係る意見を募る手続（以下「パブリックコメント手続」といいます。）を行います。

2 市長等は、パブリックコメント手続により提出された市民の意見を十分考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を取りまとめて公表します。

(住民投票制度)

第 31 条 市は、住民（本市の区域内に住所を有する人（法人を除きます。）をいいます。以下同じ。）、議会又は市長の発議に基づき、市政に係る重要事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。

2 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します。

(協働推進の施策整備等)

第 32 条 市は、市民との協働による公共的な課題の解決のため、協働を推進する施策を整備し、その体系化を図ります。

第 3 節 自治運営の制度等の在り方についての調査審議

第 33 条 市における自治の拡充推進を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するため、市民及び学識経験を有する者を委員とする審議会等を設けて、自治運営の基本原則に基づく制度等の在り方について調査審議します。

第4章 国や他の自治体との関係

第34条 市は、国及び神奈川県と対等な立場で相互に協力し、市政の運営に当たります。

2 市は、他の自治体と共通する課題に対しては、積極的な連携を図り、その解決に努めます。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行します。

○川崎市区民会議条例

平成 18 年 3 月 23 日条例第 11 号

(目的及び設置)

第 1 条 区民（川崎市自治基本条例（平成 16 年川崎市条例第 60 号）第 22 条第 1 項に規定する区民をいう。以下同じ。）の参加及び協働による区における地域社会の課題の解決を図るための調査審議を行い、もって暮らしやすい地域社会の形成に資するため、各区に区民により構成される区民会議を設置する。

(名称)

第 2 条 区民会議の名称は、その置かれた区の名称を冠するものとする。

(所掌事務)

第 3 条 区民会議の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 区における地域社会の課題を把握し、その解決を図るための方針及び方策について調査審議を行うこと。

(2) 前号に掲げるもののほか、第 1 条の目的を達成するために必要な事項について調査審議を行うこと。

(組織等)

第 4 条 区民会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 区の区域内において規則で定める分野における活動を行う団体から推薦された者

(2) 区民会議の委員に応募した者

(3) その他区民会議の目的を達成するために区長が必要と認めた者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 区民会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、区民会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 区民会議は委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。

2 区民会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(専門部会)

第 7 条 区民会議は、必要に応じ専門部会を置くことができる。

(関係者の出席)

第 8 条 区民会議は、調査審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(区民会議参与)

第9条 川崎市の議会の議員及び神奈川県議会の議員は、その議員の選挙区とされる区の区民会議の会議に出席することができる。

2 前項の規定により会議に出席した議員は、区民会議参与として必要な助言をすることができる。

(区長等の役割)

第10条 区長は、区民会議の調査審議の結果を尊重し、区民との協働の推進、関係機関との連携その他必要な取組により、区における暮らしやすい地域社会の形成に努めるものとする。

2 市長その他の執行機関は、区民会議の調査審議の結果を尊重し、前項に規定する区長の役割が的確に果たされるための必要な措置を講ずるよう努めるとともに、当該結果を市政に反映するよう努めるものとする。

(庶務)

第11条 区民会議の庶務は、各区役所において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、区民会議の組織に関し必要な事項は規則で定め、区民会議の運営に関し必要な事項は委員長が区民会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会

報告書

平成 29 年 3 月

【お問合せ】

市民文化局コミュニティ推進部区政推進課

電話：044-200-2357

FAX：044-200-3800

E-mail：25kusei@city.kawasaki.jp



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市